

平成31年 第8回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成31年4月25日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成31年4月25日

東京都教育委員会第8回定例会

〈議 題〉

1 報 告 事 項

- (1) 平成31年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～
- (2) 「SNS東京ルール」の改訂について
- (3) 平成30年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成30年度条件付採用教員の任用について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千枝子 (欠席)
委 員	北 村 友 人

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理恵子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長 (総務課長事務取扱)	加 倉 井 祐 介
(書 記) 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成31年第8回定例会を開会いたします。

本日は秋山委員から所用により、欠席との届出を頂いております。本日は、朝日新聞からの取材と8名の傍聴の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、北村委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 3月22日の臨時会及び前々回3月28日の第6回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、臨時会及び第6回定例会の議事録につきましては承認を頂きました。

前回4月11日の第7回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

報 告

(1) 平成31年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～

【教育長】 それでは、報告事項（1）平成31年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 小・中学校などの義務教育諸学校において来年度使用する教科書の採択方針について、東京都教科用図書選定審議会に諮問し、答申を得ましたので、御報告します。

はじめに、資料の3ページの図で、義務教育諸学校用教科書の採択の流れについて御説明をします。文部科学大臣による検定を経た教科書の採択に当たりましては、都教育委員会が設置する教科用図書選定審議会の意見を聞いて業務を進めてまいります。

具体的にはこのたびの採択方針をはじめ、調査研究資料や都立学校の教科書の採択について審議会に諮問し、答申を頂きます。また、採択に先立ち、教科書の調査研究資料を作成する際には、公立学校の教員等に調査員を委嘱して、調査研究を行い、その内容を報告してもらいます。審議会から答申を頂いた後、都教育委員会において、都立学校で使用する教科書について採択するほか、区市町村教育委員会や国立・私立学校の校長に対して、指導・助言又は援助を行ってまいります。

次に、4ページで、教科書の検定・採択・使用のスケジュールについて、御説明をします。まず、検定があり、翌年度に採択、更に、その次の年度に使用を開始するという流れになっております。採択替えを行う年度に、白抜きの三角印を付けてございます。

今年度、平成31年度の業務についてでございますが、小学校につきましては、新し

い学習指導要領が平成32年度から始まりますことから、教科書が全面的に新しくなります。このため、今年度、全ての教科の教科書について、新たに採択していただく必要がございます。

次に、中学校につきましては、平成27年度に採択替えをしておりまして、昨年度採択した「特別の教科 道徳」を除き、今年度は4年に一度の採択替えの年度に当たります。しかし、平成33年度に、新学習指導要領の実施を控えていますことから、今回、平成30年度の文部科学省の検定に申請をして、新たに合格した教科書はありませんでした。このため、今年度は、これまで発行されている教科書の中から採択していくこととなります。

なお、今年度から始まった、中学校の「特別の教科 道徳」につきましては、昨年度に採択しておりますので、新しい学習指導要領が始まる前の平成32年度までは同じ教科書を使用することとなっております。

また、特別支援学級と特別支援学校で使用する絵本などの一般図書につきましては、毎年度採択替えをすることができますが、この表では調査研究を行う年度に星印を付けておりまして、今年度、新学習指導要領も踏まえ、調査研究を行ってまいります。

資料の下段を御覧ください。昨年度の小学校用の教科書検定の結果、合計164点の教科書が合格し、冊数にすると、200冊以上になるとの情報を得ております。

それでは資料の1ページを御覧ください。本答申は3月28日に開催した第6回定例会で御決定いただきました審議会への諮問事項のうち、「教科書の採択方針について」の答申でございます。

まず、「1 教科書採択に当たっての留意事項について」でございます。都教育委員会は、(1)から(4)までの「採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと」、「より専門的な調査研究を行うこと」、「特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も配慮すること」、「採択地区の実情に応じて、創意・工夫すること」の4点に留意して採択を行うとともに、区市町村教育委員会等、他の採択権者においても同様の考え方で採択するよう指導・助言・援助を行うこととされております。

次に、「2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について」です。

(1) 及び(2)では、小・中学校用の教科書の調査研究に当たっては、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究することとされております。

これに加えて、(3)では、都立学校の調査研究について、アの都立中学校及び都立中等教育学校につきましては、中高一貫教育の特色を踏まえつつ、各学校の特色への考慮が求められており、イの都立特別支援学校については、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮することとされております。

また、(4)特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書につきましても、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮して調査研究するとされているほか、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項についても、調査することとされております。

最後に、今後の予定でございます。3ページの下段を御覧ください。本日、御了解を頂きましたら、早速、調査研究に着手し、調査研究資料としてまとめ、今後開催される審議会に諮った上で、6月下旬と7月中旬の教育委員会で御報告をさせていただきます。それを踏まえまして、採択は7月下旬に行っていただく予定でございます。

なお、今回の答申内容につきましては、区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長に通知いたしたいと存じます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

(2) 「SNS東京ルール」の改訂について

【教育長】 次に、報告事項(2)「SNS東京ルール」の改訂について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 報告資料(2)「SNS東京ルール」の改訂について、報告をさせていただきます。まず資料の1ページを御覧ください。「SNS東京ルール」に関する

る、これまでの成果と課題を御説明させていただきます。

都教育委員会は、平成27年11月、児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐことを目的にSNSを利用する際のルール、「SNS東京ルール」を策定いたしました。1に記載している五つのルールがこれに当たります。

以後3年間にわたり、都教育委員会といたしましては、「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」策定に向けた指導、「家庭ルール」作成のための啓発、補助教材「SNS東京ノート」の作成、全児童・生徒への配布、「情報モラル推進校」の指定、「情報教育研修」の実施などを通して、様々な取組を行い、このルールの周知徹底を図ってまいりました。

これまでの取組による主な成果につきましては、3を御覧ください。まず、「家庭ルール」の策定状況についてでございますが、私どもが毎年実施している児童・生徒のインターネット利用状況調査によると、家庭ルールの作成は、SNS東京ルール策定後の平成27年度に増加して、その後もほぼ同水準を保っていることが分かります。

次に、同調査によると、インターネット利用時にトラブルや嫌な思いを経験した児童・生徒は、ルール策定後の平成27年度に大きく減少していることが分かります。

一方で課題も見られます。4の(1)を御覧ください。インターネットの利用時間については、ほとんど使わない、1時間程度使う児童・生徒の割合が減少し、2時間程度以上使う児童・生徒の割合が増加しており、インターネット利用が長時間化傾向にあります。

(2)に示す校種別のアプリケーションの使用状況については、特に中高生を中心に、TwitterやInstagramなど、情報発信系のアプリが普及していることが分かりました。

(3)に示す警察庁の調査結果からは、自撮り被害に遭った児童・生徒数が年々増加していることが明らかになっております。これらのインターネットやSNS利用に関する課題に対応するため、「SNS東京ルール」を改訂することが必要と考えました。

続いて資料の2ページを御覧ください。改訂の方向性として三点考えております。

第一点は、インターネット利用の長時間化傾向を受け、利用時間等の自律的な管理を求めていくこと。第二点はアプリの使用状況を受け、特に情報を発信するアプリの適切な使用に関すること。第三点は、自画撮り被害に代表されるSNSに起因する事犯の被害防止に関することとございます。そこで、資料に記載しているとおり、「SNS東京ルール」を改訂いたします。

ただいま述べました改訂の方向性と改訂版「SNS東京ルール」との関係は、資料左側に矢印で示しております。利用時間等の自律的な管理の観点から、①スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう、としました。また、情報を発信するアプリの適切な使用の観点から、③送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。④個人情報をお教えたり、知らない人と会ったり、自画撮り画像を送ったりしない。⑤写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない、に反映させました。また、自画撮り画像等による被害の防止の観点から、②必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。及び④、⑤に反映をさせております。なお、現行ルールとの関係性につきましては、右側に矢印で示しております。

今後の取組についてでございますが、6を御覧ください。都教育委員会といたしましては、通知はもとよりTwitterなど様々な手段により、改訂後のルールの周知に努めるとともに、その趣旨を学校や家庭に分かりやすく伝えることに資する補助教材「SNS東京ノート」の改訂や「親子情報モラル教室」の実施、教員の指導力向上に向けた研修やLINE株式会社との共同研究など、様々な取組を通じて改訂版「SNS東京ルール」の周知を図るとともに、学校や家庭での実践につなげてまいります。また、各学校においては、新ルールに基づいた「学校ルール」も改訂することや「家庭ルール」の改訂に向けて啓発を図ることを目指してまいります。

これらの取組を通して、子供たちがインターネットやスマートフォンを適切に使い、自らの生活の中で主体的に、自律的に活用することができるよう、取組を充実させてまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願

いたします。

【北村委員】 子供たちにとって、スマホやタブレット等が非常に身近なものになってきて、インターネットの世界というのが非常に身近になっている中で、やはりこの時代の変化が非常に激しいですので、こういう形でルールを改訂していくことは非常に大事だと思いますので、今回の改訂は非常に大切だなと感じております。

その中で二点ほどコメントさせていただきたいのですが、一点目は、特に、子供たちに対してもそうなのですが、保護者に対する啓発ということで、今後の取組の中にも入っていますけれども、ある面、場合によっては、保護者の方がこういう情報リテラシーが低い場合が往々にしてありますので、例えば、二番目に、「必ずフィルタリングを付け」といっても、これがきちんとできる保護者がどのくらいいるのか。そういうところを具体的に想定して保護者の方への啓発を行う際に、単にフィルタリングを掛けましょうではなく、機種によって、もちろんいろいろな違いがありますので、簡単に説明をするというのはなかなか難しい面もあるかもしれませんが、より具体的に保護者の方が、こういうことに気を付けて、こういうことをきちんとやれば、子供が安全にインターネットの世界に触れることができたりするのだなということが分かる形で、もちろん、子供が第一ではあるのですが、是非、保護者に対してもそういう形で是非サポートしていただきたいというのが一点目です。

二点目は、今回は「SNS東京ルール」ということで、SNSの使い方ということが中心にはなっていますが、これはやはり、広い意味での子供が安心して暮らせるようになるための配慮とか働き掛けとか、子供にとっての教育の重要性ということを意識する必要があると思います。先日、性教育の手引も改訂されましたが、先ほど、自撮りの話などもありましたし、もう少し、こういう子供たちが大きくなったときに、最近社会的にも問題になっているような、例えば、アダルトビデオのようなところへの出演での被害とか、きちんと、社会の中でどういうことが起こっていて、自分の身をどういうふうに安全に守るかということ子供たち自身がきちんと理解していく。その中の一環で、こういったSNSの使い方というものもあるわけですので、これを、SNSの使い方というところだけを取り上げてしまうと、何かすごくわい小化されてしまって、ネットのいじめや裏サイトやそういった少しわい小化されたところだけに

焦点が当たったりしてしまうことを懸念するので、広い意味で子供たちがきちんと自分の身を守る、そのための教育の在り方を考える。その中に一環としてこういったSNSのルールというものもあるんだよということを、きちんと学校現場にも理解していただいて、子供たち、そして保護者の方々にも、こういったルールの意味というのをよく考えていただければいいと思っておりますので、是非そういった形での働き掛けも御検討いただきたいと思います。

【指導部長】 フィルタリングの設定状況についても、データを持っていますので、そういったデータを示す中で、やはり、そういうことが子供の危険を回避するためにどのくらい有効かというようなことを、学校が保護者会等でしっかり説明できるように都教育委員会としても、スライドとか説明原稿等を用意して各区市町村の教育委員会を通じて学校に配布してまいりたいと考えています。

後段の状況についても、警察等々からも様々なデータも頂いていますので、そういったデータを生かしながら、ただ単にSNSの使い方だけではなくて、それに派生する様々な状況が起こり得るということで啓発を図ってまいりたいと思います。

【遠藤委員】 3の策定後の主な成果、これを見て、私は非常にがっかりというか、御説明では家庭ルールの策定状況が平成26年度と平成27年度を比べると、倍になりましたと。家庭内でルールを作るのが6割になったと、これは喜んでいいのかなというのが、このグラフを見た率直な感想です。

これは何を意味しているかということ、あとの4割が全くやっていないということの意味しているわけです。東京の学校に通う子供たちの家庭において、4割はSNSについては、野放しだということの意味している。いろいろな社会的なトラブルや問題というのは、そこから生じてきているのではないだろうか。

したがって、平成27年度に6割に増えた後、ずっと横ばい、これを100パーセントにどうやったら近付けられるのかという努力の方に重点を置くべきではないかなと思っております。というのが、問題がこの4割のルールを設けていない家庭で何か起きた場合に、東京都教育委員会は「SNS東京ルール」を作っている、作っているにもかかわらず、こういう問題が起きているのではないか、何をやっているんだと。なまじルールを作ることに責任を追及される。それが嫌だと言っているのではないのです。

作る以上は100パーセントになるような具体的な努力をやっていかないと、本当にこのSNSの問題というのは深刻なのです。学校だけの問題ではないわけであり、今の北村委員が言われた保護者の問題でもあるのだとしたら、やる以上はもっと徹底しなければいけないのではないかと、このグラフを見て、6割まで上がったのは良いことだと思うのですが、あとの4割をどうするのだと。問題はその4割から起きているのではないかということはこのグラフから感じました。この取組自身は、私は非常に評価しています。ですから、これをやる以上はもっと徹底しなければいけないのではないかという感じを、この御説明の中で受けました。

【指導部長】 「SNS東京ルール」自体には、強制力があるものではないのですが、やはり、「学校ルール」を作っていただく、あるいは、「家庭ルール」を作っていただく中で、SNSを正しく使っていこうという機運を醸成していくことが必要だと考えています。

今回の改訂の基本的なスタンスというのは、今の状況があり、活用の方法に課題があると。今までどちらかというと、使わない方向にいろいろと来ていたと思いますけれども、正しく使おうというところが大切だと思うのです。そういう形で今後家庭でスマホを持たせる場合に、正しく使うためには、どうしたらいいかという視点で家庭で話していただけるように、こちらとしても努力を積み重ねていきたいと考えております。

【遠藤委員】 それはもう当たり前のことであって、私が申し上げているのは、その使い方について、こういうふうに正しく使いましょうという、そのとおりだと思うのです。だけれども、このグラフを見たら、4割の家庭は全くそんなことも考えていないと。学校から「SNS東京ルール」と言われているけれども、何だそれはということだと思うのです。ですから、正しい使い方についても、もっともっと啓もうする努力をすべきではないかなと、私は感じたということなのです。

【指導部長】 おっしゃるとおりだと思いますので、そこは啓発の方法等を工夫してまいりたいと思います。

【教育長】 遠藤委員のおっしゃることはもっともでございます。このグラフの見方が、37.5パーセントから6割に上がったというふうに見るのか、遠藤委員がおっし

やるとおり、まだ4割の家庭がルールを設けていないというところに力点を置くのかというところで、その学校や家庭の受け止め方が全然違うと思いますので、都教育委員会の問題意識はまだ4割の家庭がルールを作っていないというところに問題意識を持っているということを、この改訂ルールを示す中で都教育委員会の見方として、しっかりと伝えていきたいと思います。

【遠藤委員】 お願いします。

【北村委員】 今、教育長が御指摘したとおりだと思います。遠藤委員がおっしゃったとおりなのですが、更にこのグラフで一番の問題というのは、実は、この高等学校の数字が、非常に低いです。小学生、中学生ですと、そもそもスマホ等まだ持っていない子も多かったりするわけですが、高校生になると、かなりの子が持っている、使っている中で、高校に関してこれだけ家族のルールがまだできていないという、ここはすごく大きな問題だと思います。今、教育長がおっしゃったように、東京都教育委員会としてやはりそこは危機感を持って対応していくというのが、すごく大事なことでだと思います。

【宮崎委員】 高校生になると、スマホとかSNSに限らず、家族の中のコミュニケーションというのはなかなか難しい年頃というのもあるだろうと思いますので、逆に、こういうことをきっかけにして、家族で会話ができるような手段としても、使えるような位置付けになっていくてくれたらいいなというふうに思います。

今、いろいろお話が出ましたけれども、これは子供向けのルールなのです。是非教員向けと親向け、これを同時に考えていただくといいかなと。この期に及んでまだ、LINEを使った教員のトラブルなどが事例として、いまだに上がってきたりしております。その辺のところもありますので、子供に教えるのと同時に、やはり、SNSというのは、自分を表現したり、相手を理解するときの単なる手段であって、大事なものは人間関係をどう築くのかとか、安全をどう守るのかとか、そういうことなんだというスタンスをきちんと見せるようにしていただけるといいかなというふうに思っております。

技術が出てきたばかりの第一世代というのは、むしろ何が起こるか分からないので、結構警戒感を持っていたのですが、今、リテラシーがこれだけ行き届いていくと、逆

に、自分ができているほど、相手も同じレベルでリテラシーを持っていると思って失敗するというケースが、学生を見ていると結構あるのです。相手を信じられないというのは悲しいことなので、私は常に性善説がうれしいなとは思っていますが、性善説とか性悪説ではなくて、性弱説ですね。人間って弱い存在なのだというようなところから、人間関係をどう築いていくのかとか、相手から自分がどう見られ、自分が思っている自分と相手が見ている自分がどう違うのかとか、そういう大きな心理的なところも、これを手段として学んでいくきっかけにさせていただけるような、このルールの浸透のさせ方というのを考えていただければいいのではないかと思います。

ルールそのものは、時代に合わせて一生懸命改訂しているということは、私は大変素晴らしいことで、ここで止まるわけではなくて、どんどんまたこれからも改訂していくわけですから、世の中の後追いではなくて、ちょうどよくシンクロしながら変わっていくということを期待しております。是非、そういう全体傾向のところを、見逃さないように普及していただけたらと思います。

【教育長】 この「SNS東京ルール」は、都教育委員会が示す一つのひな型ということで、これを各学校において、そして、各家庭において、それぞれ独自の判断の下に、より具体的なものをこう作って、それを守る努力をしていくというためのツールということでございます。そういう中では、これを示しておしまいということではなくて、そこから始まりますので、今後、時間を置くことなく、今御指摘いただいた教員に対する働き掛け、家庭に対する働き掛け、そういったことについても検討して、また、御審議をいただければと、そのように思っております。

【山口委員】 意見も出尽くした感じではあるのですが、幾つか気になったところなのですけれども、ネットへの依存につながる、長時間の利用を防ぐということですが、書き方と、あとはその伝え方だと思うのですが、そもそも、どの程度だと依存、つまり、私もかなり依存していると自分なりには思っているのですけれども、なくては生きていけないという人たちが結構いると思うのです。それは依存なのかなとか、あるいは何時間持っていたらとかという、専門家の方々が出されているデータがあると思います。こういうものを保護者にお示しして、このぐらいだと、少々危険ですよと、中学生、高校生レベルでというようなことが具体的に伝わると、家庭でルールを

作るときの参考にもなるのではないかと思うのが一点です。

それから、もう一つは、これも各学校では教育のツールとしてお使いになられていると思うのですが、意外と子供たちというのは、大人もそうですが、同じような事件が繰り返される背景には、多分、自分事として捉えてないことが多いと思うのです。こんな事件があったね、どうしてまた起きたのかと。オレオレ詐欺もそうですけれども、うちは大丈夫とか、私は大丈夫と思っているので、大体やられてしまうので、例えば、自画撮り被害に遭ったとか、具体的にこういう例があって、こういうのはやはり駄目ですというふうに、想像力のたくましい子供は、こういうのは駄目なのだと思えるのですが、なるべくそういう具体例を示しながら、これはやはり情報リテラシーの教育だと思いますので、子供のうちにそれを理解して将来により良きものとして使っていくということなので、その辺りを具体的にお示しいただければ、より良いかなと思います。

それから、最後に、固定電話というのはもうないお宅もあるのかもしれませんが、固定電話の時代には、やはり夜10時を過ぎたら、かけたら失礼というか、よほどの緊急時でない限り、かけるときには「夜分遅く失礼します」とか、そういう何か親から言われたり、多分、向こうの親に出られたら怖いからというようなことがありましたよね。それが多分、スマホだったりというのにも、同様のルールが当然あるべきなのです。何時を過ぎたら、やりとりしては駄目だというような。例えば、そのようなことが、時代は変わっても受け継がれていくことというのは、やはり必要で、私も含めて親もやらなくてはいけないということが一点。

それから、電話ができて、世の中非常に便利になって、コミュニケーションがうまく図れるようになったのと同じで、先日、働き方改革の中でもあったのですけれども、先生方がどうやって変更を保護者の方に伝えるかとか、子供たちとやりとりするかということで、すごく逆に時間を取られている、個人情報のこともあるので。そういったことからすると、こういったツールはうまく使えば、より良い方向にもいくということですよ。ですから、その辺も、将来的に見据えて、「よく使えば」と書いてありますが、どういうことが「良く使う」ということなのかということは、あまり示されない、悪い例はたくさんあるのですが。

例えば、家族で話し合う際に、地震があった場合とか何か事故に遭った場合、それこそメール等を送ったとしても、親は見ないことも結構多いですね。そういうときは、特別の何かを付けておいて、こうやって使えば、何かあった場合にはSOSのサインを出せますとか、そういうような、よりポジティブな面も少しこ折り込みながら、駄目だということだけではなくて、是非みんなで考えましょうというふうにしていただくと、より受け入れやすいのかなと思うので、注文ばかりで大変恐縮ですが、是非よろしくをお願いします。

【指導部長】 インターネットの依存症については、具体的に何時間以上ということよりも、委員もおっしゃったように、そこから離れられないというようなところに問題があると考えています。現在の「SNS東京ノート」の中にも、インターネットを使い過ぎていないかどうかということを確認しようということで、質問を8項目ぐらい挙げていて、5項目ぐらい当てはまると、そういう依存的な傾向が見られるとしています。平成30年8月に、厚生労働省の研究班が報告をしましたが、それを使ったところ、中学生の12.4パーセント、高校生の16パーセントで、両校種とも女子の割合が高かったというようなデータが出ています。

今回、「正しく使う」、では「正しい」というのは一体どういうことなんだということで、今、委員が挙げてくださったように、そういう緊急時の対応とか、非常に優れたツールとして活用できる面もあるかと思います。「SNS東京ノート」も、この改訂に合わせて大幅にリニューアルする予定ですので、今、委員から御指摘があったようなところも、加えて改訂を進めていきたいと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(3) 平成30年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成30年度条件付採用教員の任用について

【教育長】 次に、報告事項(3)平成30年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成30年度条件付採用教員の任用について、人事部長、説明を

お願いします。

【人事部長】 それでは報告資料（3）につきまして、説明させていただきます。

初めに、「平成30年度の指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等について」でございます。まず、別紙の参考資料を使って御説明いたします。こちらは、手続の概略となっております。この制度は、指導力不足等の理由により、児童・生徒を適切に指導できない教員に対して、指導力の改善・向上のための研修を行った上で、学校への復帰の可否を判断するという制度でございます。都立学校及び区市町村教育委員会から、申請を受けまして判定を行い、認定を行います。

1の「指導が不適切である教員」は、学校において日常的に児童・生徒の指導を行わせることに支障がある教員でございます。2の「指導に課題がある教員」は、1ほどではありませんが、日常的な授業には支障はないものの、指導方法等に課題があるという教員になります。

1の指導が不適切である教員につきましては、原則、教職員研修センターで週4日、所属校で1日受講する、「指導改善研修」を実施いたします。こちらは、教育公務員特例法第25条に基づく法定研修となっております。この研修を受講した場合、外部委員を含む審査委員会の審議を経て、最終的に学校に復帰できるということになれば、復帰ということになりますが、一部課題が残るときは、次年度、指導向上研修を受講させる、又は、指導改善研修を1年延長するということもございます。更に、改善が見られず、やはり指導が不適切である教員と認定された場合は、自主退職又は転職選考という判断もございます。この場合、都の行政職の試験を受けて合格すれば、事務職として任用し、不合格となれば、自主退職又は分限免職となります。

また、2の指導に課題がある教員につきましては、所属校で通常の職務を行いながら、教職員研修センターで週1日程度、指導向上研修を受講いたします。こちらの研修は都独自の研修でございます。この研修を受講した場合、判定を行って、改善ありということになれば、学校に復帰いたしますし、改善なしということであれば、再度同じ研修を受講するか、1の「指導改善研修」を受講する場合もございます。

それでは1ページに戻りまして、今年度の認定の状況を御覧ください。Aの欄は、「指導が不適切である教員」でございますが、これに認定した者は3名おりました。

また、Bの「指導に課題がある教員」に認定した者は、2名でございました。Aの「指導が不適切である教員」は3名おりましたが、そのうち1名につきましては、年度末に勸奨退職ということになりました。残り2名につきましては、一部改善が見られるものの、引き続き課題がある教員ということで、今年度は「指導向上研修」を受講させることとなっております。

続きまして、Bの「指導に課題がある教員」2名でございますが、アの1名は、1年間の向上研修の結果、課題の改善が認められたため、認定を解除し、学校に復帰することとなっております。イの1名は、1年間「指導向上研修」を受講したものの、課題の改善が認められないと判定されましたので、今年度は「指導が不適切である教員」と認定し、「指導改善研修」を受けさせることとなります。指導力不足等教員の認定につきましては、引き続き、区市町村教育委員会や学校経営支援センターと連携を図り、指導力不足が疑われる教員の早期の情報共有と授業観察の強化、制度趣旨についての校長への丁寧な説明など、取組を続けてまいります。

続きまして、条件付採用教員の任用でございます。地方公務員の条件付採用期間は、法律により原則6か月とされております。養護教諭や実習助手等につきましては、この6か月が適用されますが、教諭については、地方公務員特例法の規定により、1年とされております。勤務成績の判定に当たっては、教諭につきましては、採用後10月を経過した日、養護教諭や実習助手等につきましては、採用後4月を経過した日において、特別評価を実施し、正式採用の可否について判定を行いました。

表について説明いたします。平成30年度の欄を御覧ください。表1のところですが、まず(1)欄でございますが、平成30年度に条件付となったものは2,809名でございました。このうち、特別評価を実施して、最終的に正式採用するか否かの判定を行いましたところ、(ウ)の欄になりますけれども、合計で11名が指導力不足等を理由として正式採用不可となりました。この11名につきましては、自主退職となっております。

次に、年度途中で自主退職した者、(3)の(ア)の欄でございますが、77名おりました。内訳としては、病気が29名、転職や他県の教員としての就職、若しくは進学、そうした進路変更が30名、介護などの家庭事情が13名などがございます。また、

(イ) の欄ですが、懲戒免職となった者が1名でございました。以上89名を除いた2,720名が正式採用となりました。正式採用とならなかった者の割合は、平成30年度につきましては、3.2パーセントということでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 一点目の指導力不足等教員が、理想的にはこういった教員がゼロになるというのが理想だと思うのですが、どうしても、ごく一部にこういった教員がいるというのも分かるのですが、今年度のこの3名と2名、もう少し、どういう面で指導力が不足しているというふうに認定されて、こういった課題があったのか。そのために、どういう研修なり支援なりをして、こういった改善が見られたのか、もう少しこの中身を教えていただくと、今後の教員研修の在り方とかそういうことを考える上でも参考になると思います。全員ではなくてもいいのですが、少し象徴的な例だとかを教えていただけないかなと思います。

【人事部長】 まず、教員の場合は、授業をやる際に授業計画を策定いたしますが、まずその授業計画がしっかり立てられない、また、立てられたとしても、45分若しくは50分の時間の中で一定の目当てに向かって、修練させていかななくてはならないのですが、子供たちが日々反応が変わりますので、それで臨機応変に対応できなく、授業が整然とできないというところが大きなところであります。その前提として、児童・生徒理解が足りないというところもありますし、コミュニケーションの問題、それは子供とのコミュニケーションの問題もありますし、若しくは教員ですので、学校の中での教員間のコミュニケーションもあります。そういったところが課題になっていることが多いということが、共通として挙げられるところでございます。

改善が見られた例でいきますと、自らの課題に気付く、この研修を受けることで気付いて、自分なりにどういうふうに授業を組み立てていけばいいのかというのを気付くと、やはり自分で改善していこうというふうに変ってきます。そういった自覚が芽生えて、自分で工夫していこうという意欲を持つようになってくると、その授業計画自体が少ししっかりしてくるということで、何とか授業は成り立ってくるようにな

ってきます。そうなる改善が見られたという判断になってまいります。コミュニケーションの部分もございますので、そこは例えば、感情のコントロールですとか、そういうところを自分なりに自律的にやっていく、そういうところが今回は改善が見られている例としてはあります。

【北村委員】　　そういった先生、若しくはそういった先生の予備軍のような先生も、一定数いるのかなというふうに思うのです。今後更に、再任用の先生だとか、少し学校の中で、先生方をいろいろ支援する講座というのものもある中で、引き続き、うまくサポートしていけるようなことも、ここの状態に至る前の状態の先生も含めて工夫していただきたいと思いますと思っております。

【人事部長】　　こういうことも、都教育委員会と学校とで一緒に連携を図りながら、そういう教員を早めにキャッチして、そうならないよう予防策も講じていきたいと思っております。

【宮崎委員】　　今のことに関してなのですけれども、入口のところで条件付でチェックして、指導力不足ということで認定をしているのですが、そこをくぐり抜けてしまった人が、結局その後問題になってしまったりしているということで、ここの部分でももう少し丁寧に判断をすると、ひょっとしたら、職が始まってしまってから、子供たちがいる状態でこういう状態になるということは、子供たちにも影響が及んでしまうので、少し前の段階で食い止められるのかしらというふうに思ったりしました。大変な作業だとは思いますが、指導力不足というのは、長年勤めていて、ある日突然になってしまうというのは、最初からの傾向というのが見えるのかなという感じもするのですが、どうなのでしょう。

【人事部長】　　その点は否めないかとは思いますが、条件付の方で、まずしっかり見てというのが基本になってくると思っていますので、そこは委員の御指摘どおり、私どもとしても条件付の期間でしっかり見極めてまいりたいと思っておりますし、またそれ以降もやはり区市町村とは教員の状況等々を把握するように、連携するようしておりますので、その中で必要に応じてこういった制度に乗せていくという形で、今後ともしっかり進めてまいりたいと思っております。

【宮崎委員】　　ある日突然なるのではなくて、やはり傾向があるということですよ

ね。

【人事部長】 学校の中にいろいろな教員がおりますので、得意、不得意はあるかと思いますが、そういったところは否めない部分もあるかと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月23日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 来月5月第2木曜日は9日となりますけれども、現在案件がございます。つきましては、次回の定例会は、5月の第4木曜日5月23日の午前10時から、教育委員会室にて開催したいと存じます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいま説明のありましたとおり、5月9日は案件がないとのことで、この場で5月9日の教育委員会は開催しないとしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、5月9日の教育委員会は開催しないことといたします。次回は、5月の第4木曜日の5月23日となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

そのほかに何か、この際ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

(午前10時49分)